

議案第三十一号

港区幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部を改正する訓令について

令和七年三月二十六日

港区教育委員会

令和7年3月26日
教育委員会議案資料 No. 10

港区幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部を改正する訓令（案）

港区幼稚園教育職員の旅費支給規程（平成十二年港区教育委員会訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号本文中「車賃」を「その他の交通費」に改め、同号ただし書中「車賃」を「その他の交通費」に、「宿泊料」を「宿泊費」に改め、同条第二号中「移転料又は支度料の額の三分の一に相当する額」を「転居費又は渡航雑費」に改め、同条第三号中「旅行雑費」を「渡航雑費」に改め、同条に次の一項を加える。

2 条例第三条第五項に規定する任命権者が定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 条例第三条第二項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

二 条例第三条第一項及び第二項（第一号及び第五号に係る部分に限る。）の規定により旅費の支給を受けることができる職員がその家族の旅行について条例第二十条、条例第二十条第一項及び条例第二十五条第二項に基づく旅費の支給を受けることができる場合であって、当該家族が死亡又は傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

第四条の見出し中「旅費喪失の」を「旅費額を喪失した」に改め、同条第一項中ただし書を削り、同項第一号中「輸送機関」を「交通手段」に、「乗船券等の切符類」を「乗船券、航空

券等」に改め、「（以下「切符類」という。）」を削り、「以下本条」を「次号」に改め、同項第二号中「（切符類については、購入金額のうち未使用部分に相当する金額とする。）」を削る。

第八条から第十二条までを次のように改める。

（鉄道賃に係る鉄道）

第八条 条例第十三条第一項に規定する任命権者が定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道に類するもの

二 軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道に類するもの

三 外国における前二号に掲げるものに相当するもの

（船賃に係る船舶）

第九条 条例第十四条第一項に規定する任命権者が定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第二項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶に類するもの

二 外国における前号に掲げるものに相当するもの

（航空賃に係る航空機）

第十条 条例第十五条に規定する任命権者が定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八項に規定する航空運送事業の用に供する航空機に類するもの

二 外国における前号に掲げるものに相当するもの

（宿泊費基準額等）

第十一条 条例第十七条に規定する任命権者が定める額は、別表第一のとおりとする。

2 条例第十七条に規定する任命権者が定める場合は、現に支払った費用の額が宿泊費基準額を超える場合であつて、公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択したと旅行命令権者が認める場合とする。

（宿泊手当の定額等）

第十二条 条例第十九条に規定する任命権者が定める額は、別表第二のとおりとする。

2 宿泊手当の額は、条例の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

一 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合、前項で定める定額の三分の二の額

二 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の三分の一

の額

3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前二項の規定にかかわらず、その移動の到着地に応じ、別表第二のとおりとする。ただし、条例の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合には、当該額の三分の一の額とする。

4 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、前三項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

別表を次のように改める。

別表第一（第 11 条関係）

（１） 内国旅行の宿泊費基準額（１夜につき）

区 分	宿泊費基準額（１夜につき）
北海道	13,000円
青森県	11,000円
岩手県	9,000円
宮城県	11,000円
秋田県	11,000円
山形県	1,000円
福島県	8,000円
茨城県	11,000円
栃木県	10,000円
群馬県	10,000円
埼玉県	19,000円
千葉県	17,000円
東京都	19,000円
神奈川県	16,000円
新潟県	16,000円
富山県	11,000円
石川県	9,000円
福井県	10,000円
山梨県	12,000円
長野県	11,000円
岐阜県	13,000円
静岡県	9,000円
愛知県	11,000円
三重県	9,000円
滋賀県	11,000円
京都府	19,000円
大阪府	13,000円
兵庫県	12,000円
奈良県	11,000円
和歌山県	11,000円

鳥取県	8,000円
島根県	9,000円
岡山県	10,000円
広島県	13,000円
山口県	8,000円
徳島県	10,000円
香川県	15,000円
愛媛県	10,000円
高知県	11,000円
福岡県	18,000円
佐賀県	11,000円
長崎県	11,000円
熊本県	14,000円
大分県	11,000円
宮崎県	12,000円
鹿児島県	12,000円
沖縄県	11,000円

(2) 外国旅行の宿泊費基準額（1夜につき）

区 分			支 給 額
地 域	国 名	地 名	
アジア	インド	ニューデリー	18,000円
		コルカタ	10,000円
		チェンナイ	12,000円
		ベンガルール	16,000円
		ムンバイ	23,000円
		その他の地	14,000円
	インドネシア	ジャカルタ	16,000円
		スラバヤ	12,000円
		デンバサール	18,000円
		メダン	8,000円
		その他の地	13,000円
	カンボジア	プノンペン	21,000円

	その他の地	21,000円
シンガポール	シンガポール	34,000円
	その他の地	34,000円
スリランカ	コロンボ	22,000円
	その他の地	22,000円
タイ	バンコク	20,000円
	チェンマイ	14,000円
	その他の地	19,000円
大韓民国	ソウル	26,000円
	済州	23,000円
	釜山	18,000円
	その他の地	23,000円
中華人民共和 国	北京	17,000円
	広州	17,000円
	上海	17,000円
	重慶	11,000円
	瀋陽	9,000円
	青島	12,000円
	香港	32,000円
	その他の地	15,000円
ネパール	カトマンズ	15,000円
	その他の地	15,000円
パキスタン	イスラマバード	32,000円
	カラチ	31,000円
	その他の地	31,000円
バングラデシ ュ	ダッカ	17,000円
	その他の地	17,000円
東ティモール	ディリ	17,000円
	その他の地	17,000円
フィリピン	マニラ	17,000円
	セブ	19,000円
	ダバオ	22,000円
	その他の地	22,000円

	ブルネイ	バンドルスリブガワン	20,000円
		その他の地	20,000円
	ベトナム	ハノイ	14,000円
		ダナン	15,000円
		ホーチミン	15,000円
		その他の地	14,000円
	マレーシア	クアラルンプール	14,000円
		ベナン	14,000円
		その他の地	15,000円
	ミャンマー	ヤンゴン	17,000円
		その他の地	17,000円
	モルディブ	マレ	47,000円
		その他の地	45,000円
	モンゴル	ウランバートル	24,000円
		その他の地	24,000円
	ラオス	ビエンチャン	17,000円
		その他の地	17,000円
	その他の国		17,000円
大洋州	オーストラリア	キャンベラ	29,000円
		シドニー	29,000円
		パース	27,000円
		ブリスベン	28,000円
		メルボルン	26,000円
		その他の地	26,000円
	キリバス	タラワ	25,000円
		その他の地	25,000円
	サモワ	アピア	25,000円
		その他の地	25,000円
	ソロモン	ホニアラ	25,000円
		その他の地	25,000円
	トンガ	ヌクアロファ	25,000円
		その他の地	25,000円

	ニュージーランド	ウェリントン	27,000円
		オークランド	27,000円
		その他の地	24,000円
	バヌアツ	ポートビラ	25,000円
		その他の地	25,000円
	パプアニューギニア	ポートモレスビー	38,000円
		その他の地	38,000円
	パラオ	コロール	25,000円
		その他の地	25,000円
	フィジー	スバ	33,000円
		その他の地	40,000円
	マーシャル	マジュロ	25,000円
		その他の地	25,000円
	ミクロネシア	コロニア	25,000円
		その他の地	25,000円
	その他の国		25,000円
北米	アメリカ合衆国	ワシントン	54,000円
		アトランタ	38,000円
		サンフランシスコ	49,000円
		シアトル	42,000円
		シカゴ	44,000円
		デトロイト	43,000円
		デンバー	40,000円
		ナッシュビル	37,000円
		ニューヨーク	57,000円
		ハガツニャ	18,000円
		ヒューストン	28,000円
		ボストン	59,000円
		ホノルル	49,000円
		マイアミ	39,000円
		ロサンゼルス	42,000円
		その他の地	36,000円
	カナダ	オタワ	34,000円

		カルガリー	34,000円
		トロント	49,000円
		バンクーバー	44,000円
		モントリオール	36,000円
		その他の地	35,000円
	その他の国		36,000円
中南米	アルゼンチン	ブエノスアイレス	25,000円
		その他の地	24,000円
	ウルグアイ	モンテビデオ	20,000円
		その他の地	20,000円
	エクアドル	キト	27,000円
		その他の地	25,000円
	エルサルバドル	サンサルバドル	27,000円
		その他の地	27,000円
	キューバ	ハバナ	14,000円
		その他の地	14,000円
	グアテマラ	グアテマラ	22,000円
		その他の地	21,000円
	コスタリカ	サンホセ	32,000円
		その他の地	32,000円
	コロンビア	ボゴタ	18,000円
		その他の地	17,000円
	ジャマイカ	キングストン	44,000円
		その他の地	44,000円
	チリ	サンティアゴ	26,000円
		その他の地	24,000円
	ドミニカ共和国	サントドミンゴ	34,000円
		その他の地	33,000円
	トリニダード・トバゴ	ポートオブスペイン	40,000円
		その他の地	36,000円
	ニカラグア	マナグア	14,000円
		その他の地	14,000円

	ハイチ	ポルトープランス	3 3, 0 0 0 円
		その他の地	3 3, 0 0 0 円
	パナマ	パナマ	2 3, 0 0 0 円
		その他の地	2 1, 0 0 0 円
	パラグアイ	アスンシオン	2 2, 0 0 0 円
		その他の地	1 7, 0 0 0 円
	バルバドス	ブリッジタウン	4 7, 0 0 0 円
		その他の地	4 7, 0 0 0 円
	ブラジル	ブラジリア	1 6, 0 0 0 円
		クリチバ	1 2, 0 0 0 円
		サンパウロ	2 0, 0 0 0 円
		マナウス	1 4, 0 0 0 円
		リオデジャネイロ	1 9, 0 0 0 円
		レシフェ	1 3, 0 0 0 円
		その他の地	1 1, 0 0 0 円
	ベネズエラ	カラカス	3 1, 0 0 0 円
		その他の地	3 1, 0 0 0 円
	ペルー	リマ	2 0, 0 0 0 円
		その他の地	1 9, 0 0 0 円
	ボリビア	ラパス	1 3, 0 0 0 円
		その他の地	1 3, 0 0 0 円
	ホンジュラス	テグシガルパ	2 9, 0 0 0 円
		その他の地	2 9, 0 0 0 円
	メキシコ	メキシコ	1 9, 0 0 0 円
		レオン	1 7, 0 0 0 円
		その他の地	1 9, 0 0 0 円
	その他の国		1 4, 0 0 0 円
欧州	アイスランド	レイキャビク	4 9, 0 0 0 円
		その他の地	4 7, 0 0 0 円
	アイルランド	ダブリン	3 6, 0 0 0 円
		その他の地	3 3, 0 0 0 円
	アゼルバイジャン	バクー	2 5, 0 0 0 円
		その他の地	2 5, 0 0 0 円

アルバニア	ティラナ	1 6, 0 0 0 円
	その他の地	1 6, 0 0 0 円
アルメニア	エレバン	2 7, 0 0 0 円
	その他の地	2 6, 0 0 0 円
イタリア	ローマ	3 0, 0 0 0 円
	ミラノ	3 1, 0 0 0 円
	その他の地	2 2, 0 0 0 円
ウクライナ	キーウ	2 1, 0 0 0 円
	その他の地	2 1, 0 0 0 円
ウズベキスタン	タシケント	2 5, 0 0 0 円
	その他の地	2 4, 0 0 0 円
英国	ロンドン	4 4, 0 0 0 円
	エディンバラ	3 8, 0 0 0 円
	その他の地	2 9, 0 0 0 円
エストニア	タリン	1 9, 0 0 0 円
	その他の地	2 0, 0 0 0 円
オーストリア	ウィーン	2 4, 0 0 0 円
	その他の地	2 1, 0 0 0 円
オランダ	ハーグ	2 4, 0 0 0 円
	その他の地	2 5, 0 0 0 円
カザフスタン	アスタナ	2 3, 0 0 0 円
	その他の地	2 3, 0 0 0 円
北マケドニア	スコピエ	2 1, 0 0 0 円
	その他の地	2 0, 0 0 0 円
キプロス	ニコシア	3 3, 0 0 0 円
	その他の地	2 6, 0 0 0 円
ギリシャ	アテネ	2 8, 0 0 0 円
	その他の地	2 5, 0 0 0 円
キルギス	ビシュケク	1 5, 0 0 0 円
	その他の地	1 5, 0 0 0 円
クロアチア	ザグレブ	2 1, 0 0 0 円
	その他の地	2 2, 0 0 0 円
ジョージア	トリビシ	2 1, 0 0 0 円

	その他の地	21,000円
スイス	ベルン	33,000円
	ジュネーブ	38,000円
	その他の地	32,000円
スウェーデン	ストックホルム	30,000円
	その他の地	25,000円
スペイン	マドリード	31,000円
	バルセロナ	34,000円
	その他の地	24,000円
スロバキア	ブラチスラバ	22,000円
	その他の地	18,000円
スロベニア	リュブリャナ	23,000円
	その他の地	22,000円
セルビア	ベオグラード	25,000円
	その他の地	21,000円
タジキスタン	ドゥシャンベ	28,000円
	その他の地	28,000円
チェコ	プラハ	19,000円
	その他の地	17,000円
デンマーク	コペンハーゲン	34,000円
	その他の地	30,000円
ドイツ	ベルリン	25,000円
	デュッセルドルフ	22,000円
	ハンブルク	25,000円
	フランクフルト	20,000円
	ミュンヘン	24,000円
	その他の地	19,000円
トルクメニスタン	アシガバット	21,000円
	その他の地	21,000円
ノルウェー	オスロ	32,000円
	その他の地	29,000円
バチカン	バチカン	21,000円
	その他の地	21,000円

ハンガリー	ブダペスト	21,000円
	その他の地	19,000円
フィンランド	ヘルシンキ	27,000円
	その他の地	26,000円
フランス	パリ	38,000円
	ストラスブール	24,000円
	マルセイユ	23,000円
	その他の地	25,000円
ブルガリア	ソフィア	20,000円
	その他の地	18,000円
ベラルーシ	ミンスク	26,000円
	その他の地	26,000円
ベルギー	ブリュッセル	34,000円
	その他の地	26,000円
ポーランド	ワルシャワ	18,000円
	その他の地	15,000円
ボスニア・ヘルツェゴビナ	サラエボ	18,000円
	その他の地	16,000円
ポルトガル	リスボン	28,000円
	その他の地	22,000円
モルドバ	キシナウ	20,000円
	その他の地	20,000円
ラトビア	リガ	18,000円
	その他の地	18,000円
リトアニア	ビリニユス	18,000円
	その他の地	18,000円
ルーマニア	ブカレスト	21,000円
	その他の地	17,000円
ルクセンブルク	ルクセンブルク	35,000円
	その他の地	29,000円
ロシア	モスクワ	21,000円
	ウラジオストク	21,000円
	サンクトペテルブ	21,000円

中東		ルク	
		ハバロフスク	21,000円
		ユジノサハリンスク	21,000円
		その他の地	21,000円
	その他の国		21,000円
	アフガニスタン	カブール	23,000円
		その他の地	23,000円
	アラブ首長国連邦	アブダビ	30,000円
		ドバイ	25,000円
		その他の地	24,000円
	イエメン	サヌア	23,000円
		その他の地	23,000円
	イスラエル	テルアビブ	37,000円
		その他の地	33,000円
	イラク	バグダット	23,000円
		その他の地	23,000円
	イラン	テヘラン	23,000円
		その他の地	23,000円
	オマーン	マスカット	14,000円
		その他の地	15,000円
	カタール	ドーハ	17,000円
		その他の地	17,000円
	クウェート	クウェート	23,000円
		その他の地	24,000円
	サウジアラビア	リヤド	43,000円
		ジッダ	21,000円
		その他の地	37,000円
	シリア	ダマスカス	23,000円
		その他の地	23,000円
	トルコ	アンカラ	15,000円
		イスタンブール	20,000円
		その他の地	19,000円

アフリカ	バーレーン	マナーマ	22,000円
		その他の地	22,000円
	ヨルダン	アンマン	21,000円
		その他の地	21,000円
	レバノン	ベイルート	23,000円
		その他の地	23,000円
	その他の国		23,000円
	アルジェリア	アルジェ	30,000円
		その他の地	29,000円
	アンゴラ	ルアンダ	47,000円
		その他の地	47,000円
	ウガンダ	カンパラ	19,000円
		その他の地	31,000円
	エジプト	カイロ	32,000円
		その他の地	31,000円
	エチオピア	アディスアベバ	18,000円
		その他の地	24,000円
	ガーナ	アクラ	29,000円
		その他の地	29,000円
	ガボン	リーブルビル	32,000円
		その他の地	32,000円
	カメルーン	ヤウンデ	26,000円
		その他の地	26,000円
	ギニア	コナクリ	22,000円
		その他の地	22,000円
	ケニア	ナイロビ	26,000円
		その他の地	26,000円
	コートジボワール	アビジャン	32,000円
		その他の地	32,000円
	コンゴ民主共和国	キンシャサ	22,000円
		その他の地	22,000円
	ザンビア	ルサカ	33,000円
		その他の地	37,000円

ジブチ	ジブチ	22,000円
	その他の地	22,000円
ジンバブエ	ハラレ	19,000円
	その他の地	19,000円
スーダン	ハルツーム	22,000円
	その他の地	22,000円
セーシェル	ビクトリア	22,000円
	その他の地	22,000円
セネガル	ダカール	40,000円
	その他の地	39,000円
タンザニア	ダルエスサラーム	22,000円
	その他の地	23,000円
チュニジア	チュニス	29,000円
	その他の地	29,000円
ナイジェリア	アブジャ	31,000円
	その他の地	31,000円
ナミビア	ウィントフック	13,000円
	その他の地	17,000円
ブルキナファソ	ワガドゥグー	23,000円
	その他の地	23,000円
ベナン	コトヌ	27,000円
	その他の地	27,000円
ボツワナ	ハボローネ	23,000円
	その他の地	23,000円
マダガスカル	アンタナナリボ	24,000円
	その他の地	24,000円
マラウイ	リロングウェ	26,000円
	その他の地	26,000円
マリ	バマコ	41,000円
	その他の地	41,000円
南アフリカ共和国	プレトリア	16,000円
	その他の地	18,000円
南スーダン	ジュバ	22,000円

	その他の地	22,000円
モーリシャス	ポートルイス	38,000円
	その他の地	26,000円
モーリタニア	ヌアクショット	21,000円
	その他の地	21,000円
モザンビーク	マプト	18,000円
	その他の地	19,000円
モロッコ	ラバト	20,000円
	その他の地	19,000円
リビア	トリポリ	22,000円
	その他の地	22,000円
ルワンダ	キガリ	29,000円
	その他の地	29,000円
	その他の国	22,000円
その他の地域		21,000円

別表第一の次に次の一表を加える。

別表第二 （第 1 2 条関係）

（１）内国旅行の宿泊手当（１日につき）

区 分	宿泊手当（１日につき）
全ての地	2, 4 0 0 円

（２）外国旅行の宿泊手当（１日につき）

区 分		宿泊手当（１日につき）
地 域	国 名	
アジア	インド	4, 8 0 0 円
	インドネシア	4, 5 0 0 円
	カンボジア	5, 4 0 0 円
	シンガポール	5, 4 0 0 円
	スリランカ	5, 4 0 0 円
	タイ	5, 4 0 0 円
	大韓民国	5, 4 0 0 円
	中華人民共和国	5, 1 0 0 円
	ネパール	5, 1 0 0 円
	パキスタン	5, 4 0 0 円
	バングラデシュ	5, 4 0 0 円
	東ティモール	5, 4 0 0 円
	フィリピン	5, 4 0 0 円
	ブルネイ	5, 4 0 0 円
	ベトナム	4, 8 0 0 円
	マレーシア	5, 1 0 0 円
	ミャンマー	5, 4 0 0 円
	モルディブ	5, 4 0 0 円
	モンゴル	5, 4 0 0 円
	ラオス	5, 4 0 0 円
	その他の国	5, 4 0 0 円
大洋州	オーストラリア	5, 4 0 0 円
	キリバス	5, 4 0 0 円
	サモワ	5, 4 0 0 円
	ソロモン	5, 4 0 0 円
	トンガ	5, 4 0 0 円

	ニュージーランド	5, 4 0 0円
	バヌアツ	5, 4 0 0円
	パプアニューギニア	5, 4 0 0円
	パラオ	5, 4 0 0円
	フィジー	5, 4 0 0円
	マーシャル	5, 4 0 0円
	ミクロネシア	5, 4 0 0円
	その他の国	5, 4 0 0円
北米	アメリカ合衆国	5, 4 0 0円
	カナダ	5, 4 0 0円
	その他の国	5, 4 0 0円
中南米	アルゼンチン	5, 4 0 0円
	ウルグアイ	5, 4 0 0円
	エクアドル	5, 4 0 0円
	エルサルバドル	5, 4 0 0円
	キューバ	4, 8 0 0円
	グアテマラ	5, 4 0 0円
	コスタリカ	5, 4 0 0円
	コロンビア	5, 4 0 0円
	ジャマイカ	5, 4 0 0円
	チリ	5, 4 0 0円
	ドミニカ共和国	5, 4 0 0円
	トリニダード・トバゴ	5, 4 0 0円
	ニカラグア	4, 8 0 0円
	ハイチ	5, 4 0 0円
	パナマ	5, 4 0 0円
	パラグアイ	5, 4 0 0円
	バルバドス	5, 4 0 0円
	ブラジル	3, 9 0 0円
	ベネズエラ	5, 4 0 0円
	ペルー	5, 4 0 0円

欧州	ボリビア	4, 5 0 0 円
	ホンジュラス	5, 4 0 0 円
	メキシコ	5, 4 0 0 円
	その他の国	4, 8 0 0 円
	アイスランド	5, 4 0 0 円
	アイルランド	5, 4 0 0 円
	アゼルバイジャン	5, 4 0 0 円
	アルバニア	5, 4 0 0 円
	アルメニア	5, 4 0 0 円
	イタリア	5, 4 0 0 円
	ウクライナ	5, 4 0 0 円
	ウズベキスタン	5, 4 0 0 円
	英国	5, 4 0 0 円
	エストニア	5, 4 0 0 円
	オーストラリア	5, 4 0 0 円
	オランダ	5, 4 0 0 円
	カザフスタン	5, 4 0 0 円
	北マケドニア	5, 4 0 0 円
	キプロス	5, 4 0 0 円
	ギリシャ	5, 4 0 0 円
	キルギス	5, 1 0 0 円
	クロアチア	5, 4 0 0 円
	ジョージア	5, 4 0 0 円
	スイス	5, 4 0 0 円
	スウェーデン	5, 4 0 0 円
	スペイン	5, 4 0 0 円
	スロバキア	5, 4 0 0 円
	スロベニア	5, 4 0 0 円
	セルビア	5, 4 0 0 円
	タジキスタン	5, 4 0 0 円
	チェコ	5, 4 0 0 円
	デンマーク	5, 4 0 0 円
	ドイツ	5, 4 0 0 円

	トルクメニスタン	5, 4 0 0円
	ノルウェー	5, 4 0 0円
	バチカン	5, 4 0 0円
	ハンガリー	5, 4 0 0円
	フィンランド	5, 4 0 0円
	フランス	5, 4 0 0円
	ブルガリア	5, 4 0 0円
	ベラルーシ	5, 4 0 0円
	ベルギー	5, 4 0 0円
	ポーランド	5, 1 0 0円
	ボスニア・ヘルツ ェゴビナ	5, 4 0 0円
	ポルトガル	5, 4 0 0円
	モルドバ	5, 4 0 0円
	ラトビア	5, 4 0 0円
	リトアニア	5, 4 0 0円
	ルーマニア	5, 4 0 0円
	ルクセンブルク	5, 4 0 0円
	ロシア	5, 4 0 0円
	その他の国	5, 4 0 0円
中東	アフガニスタン	5, 4 0 0円
	アラブ首長国連邦	5, 4 0 0円
	イエメン	5, 4 0 0円
	イスラエル	5, 4 0 0円
	イラク	5, 4 0 0円
	イラン	5, 4 0 0円
	オマーン	5, 1 0 0円
	カタール	5, 4 0 0円
	クウェート	5, 4 0 0円
	サウジアラビア	5, 4 0 0円
	シリア	5, 4 0 0円
	トルコ	5, 4 0 0円
	バーレーン	5, 4 0 0円

アフリカ	ヨルダン	5, 4 0 0円
	レバノン	5, 4 0 0円
	その他の国	5, 4 0 0円
	アルジェリア	5, 4 0 0円
	アンゴラ	5, 4 0 0円
	ウガンダ	5, 4 0 0円
	エジプト	5, 4 0 0円
	エチオピア	5, 4 0 0円
	ガーナ	5, 4 0 0円
	ガボン	5, 4 0 0円
	カメルーン	5, 4 0 0円
	ギニア	5, 4 0 0円
	ケニア	5, 4 0 0円
	コートジボワール	5, 4 0 0円
	コンゴ民主共和国	5, 4 0 0円
	ザンビア	5, 4 0 0円
	ジブチ	5, 4 0 0円
	ジンバブエ	5, 4 0 0円
	スーダン	5, 4 0 0円
	セーシェル	5, 4 0 0円
	セネガル	5, 4 0 0円
	タンザニア	5, 4 0 0円
	チュニジア	5, 4 0 0円
	ナイジェリア	5, 4 0 0円
	ナミビア	5, 4 0 0円
	ブルキナファソ	5, 4 0 0円
	ベナン	5, 4 0 0円
	ボツワナ	5, 4 0 0円
	マダガスカル	5, 4 0 0円
	マラウイ	5, 4 0 0円
	マリ	5, 4 0 0円
	南アフリカ共和国	5, 4 0 0円
	南スーダン	5, 4 0 0円

	モーリシャス	5, 4 0 0円
	モーリタニア	5, 4 0 0円
	モザンビーク	5, 4 0 0円
	モロッコ	5, 4 0 0円
	リビア	5, 4 0 0円
	ルワンダ	5, 4 0 0円
	その他の国	5, 4 0 0円
その他の地域		5, 4 0 0円

第三号様式から第七号様式までを次のように改める。

内国旅費請求内訳書兼領収書

(年 月分)

支出負担行為者印	
旅行命令(依頼)簿照合済	

[illegible]

赴任旅費請求内訳書兼領収書

(年 月分)

支出負担行為者印	
旅行命令簿照合済	

概算額	清算額	追給額	返納額	職層名	級	氏名	受領印	清算印
円	円	円	円					

年 月 日	出 発 (地名・駅名)	到着・滞在 (地名・駅名)	旅 費 内 訳								
			鉄 道 賃			船賃又は 航空賃	その他の交通費	宿 泊 手 当	宿 泊 費	転居費及び 着後滞在費	合 計
			運 賃	特別車両又は 座席指定又は 寝台料金	急行料金		実 費 額				
						円	円		夜	転居費 (実費額) 円	
			円	円	円			円	円		
						円	円		夜		
			円	円	円			円	円		
						円	円		夜	着後滞在費 (宿泊手当) 日 円 夜 円 (計) 円	備 考
			円	円	円			円	円		
						円	円		夜		
			円	円	円			円	円		
						円	円		夜		
			円	円	円			円	円		

家族移転費	氏 名	続 柄	鉄道賃	船 賃	航空賃	その他の交通費	宿泊手当	宿泊費	着後滞在費	合 計 額
			円	円	円	円	円	円	円	円
			円	円	円	円	円	円	円	円
			円	円	円	円	円	円	円	円
	計		円	円	円	円	円	円	円	円

第5号様式(第6条関係)

外国旅費請求内訳書兼領収書

(年 月分)

支出負担行為者印	
旅行命令簿照合済	

概 算 額	清 算 額	追 給 額	返 納 額	職層名	級	氏 名	受領印	清算印
円	円	円	円					

[illegible]

旅行 月日	旅行用務 及び 旅行先	出 発 (地名・駅名)	到着・滞在 (地名・駅名)	旅				費		内		訳	
				鉄道賃		船賃		航空賃	その他の 交 通 費	宿泊手当	宿泊費	合 計	
				運 賃	特殊料金	運 賃	特殊料金						
				円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
				円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
				円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
				円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
				円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
				円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
				円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
				円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
				円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
備考													

ID

72

所 属		職 員 番 号				氏 名	
2	7	8	15				

予 算 科 目	交 通 実 費	
	日数	金 額
1117	18	20

所 属			職 層 名		級				
					給料表() 級				
命 令 権者印	関 与 者 印	旅 行 者 印	旅 行 日 時		旅 行 用 務	旅 行 先	旅 行 の 経 路 (出発駅—経由—到着駅)	公・マ イカー 用車	交通実費
			日	時・分から 時・分まで					
1			・	・				公・マ	円
2			・	・				公・マ	
3			・	・				公・マ	
4			・	・				公・マ	
5			・	・				公・マ	
6			・	・				公・マ	
7			・	・				公・マ	
8			・	・				公・マ	
9			・	・				公・マ	
10			・	・				公・マ	
11			・	・				公・マ	
12			・	・				公・マ	
								計	円

(記入注意事項)

1 「旅行の経路」、「公用車・マイカー」、「交通実費」の各欄は、当該旅行者が旅行のつど記載すること。

2 「公用車」欄は、旅行者が公用車を利用して旅行した場合には「公」を、自家用車出張を認められた職員が自家用車を利用して旅行した場合には「マ」をそれぞれ○で囲むこと。

3 「交通実費」欄は、鉄道賃、船賃及びその他の交通費の実費額を記載すること。

No.

旅行命令
依頼簿(内国旅行)兼領収書

(発令年月日) 年 月 日

所 属		職層名 (級)		氏 名	㊞	款	
						項	
						目	

決裁欄	
旅行命令権者	決定関与者

旅 月 行 日	旅行用務 旅 行 先	出 発 到着・滞在 (地名・駅名)	旅費内訳					(金額欄単位：円)				
			鉄 道 賃			船賃又は航空賃		その他の交通費	宿泊手当	宿泊費	合 計	
			運 賃	特別車両又は 座席指定又は 寝台料金	急行料金	運 賃	船 特別船室 料金				概算払	清算払
			円	円	円	円	円	円	円	円		
			円	円	円	円	円	円	円	円		
			円	円	円	円	円	円	円	円		
			円	円	円	円	円	円	円	円		
			円	円	円	円	円	円	円	円		
			円	円	円	円	円	円	円	円		
			円	円	円	円	円	円	円	円		
			円	円	円	円	円	円	円	円		
			円	円	円	円	円	円	円	円		
			円	円	円	円	円	円	円	円		
			円	円	円	円	円	円	円	円		

(記入注意事項)
1 この旅行命令(依頼)簿は、各旅行者ごとに作成し、「旅行用務」及び「旅行先」は旅行日ごとに記入する。
2 「旅行月日」、「旅行用務」、「旅行先」の各欄は、命令(依頼)に係る職員の旅行につき、その出発の日から旅行終了の日まで1日ごとに順を追って記入する。他の欄は、命令(依頼)に係る職員の旅行につき1欄の押印又は記入でよい。
3 「職層名(級)」欄は、命令(依頼)に係る職員の職層名並びに給料表名及び級を記入する。
4 「旅行用務」欄は、主な用務を具体的に記載する。例えば「〇〇事務調査のため」のように記載する。
5 「旅行先」欄は、旅行用務を遂行する場所を記載する。例えば「大阪市役所」のように記載する。
6 旅行命令(依頼)を取り消し、又は変更する場合には、命令(依頼)に係る全ての欄を朱の二重線で消し、又は変更箇所を朱の二重線で消し、取消しにあっては「旅行命令(依頼)取消」と朱の二重線の上部に記入し、変更にあっては朱の二重線の上部に、変更事項を記入する。

受領印

清算印

付 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

港区幼稚園教育職員の旅費支給規程新旧対照表

改正案	現行
(前略) (旅行取消し等の場合における旅費) 第三条 条例第三条第五項の規定により、旅行取消し等の場合に支給する旅費の額は、次の各号に規定する額による。 一 鉄道賃、船賃、航空賃若しくはその他の交通費として支払った金額又はホテル、旅館その他の宿泊施設の利用を予約するため支払った金額で所要の払戻し続をとったにもかかわらず、払戻しを受けることができなかった額。ただし、その額は、その支給を受けた者が当該旅行について条例により支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費又は宿泊費の額をそれぞれ超えることができない。 二 赴任に伴う住所若しくは居所の移転のため又は外国への旅行に伴う支度のため支払った金額で当該旅行について条例により支給を受けることができた転居費又は渡航雑費の範囲内の額 三 外国への旅行に伴う外貨の買入れのため又はこれに準ずる経費を支弁するため支払った金額で当該旅行について条例により支給を受	(前略) (旅行取消し等の場合における旅費) 第三条 条例第三条第五項の規定により、旅行取消し等の場合に支給する旅費の額は、次の各号に規定する額による。 一 鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃として支払った金額又はホテル、旅館その他の宿泊施設の利用を予約するため支払った金額で所要の払戻し続をとったにもかかわらず、払戻しを受けることができなかった額。ただし、その額は、その支給を受けた者が当該旅行について条例により支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃、車賃又は宿泊料の額をそれぞれ超えることができない。 二 赴任に伴う住所若しくは居所の移転のため又は外国への旅行に伴う支度のため支払った金額で当該旅行について条例により支給を受けることができた移転料又は支度料の額の三分の一に相当する額の範囲内の額 三 外国への旅行に伴う外貨の買入れのため又はこれに準ずる経費を支弁するため支払った金額で当該旅行について条例により

けることができた渡航雑費の範囲内の額

2 条例第三条第五項に規定する任命権者が定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 条例第三条第二項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

二 条例第三条第一項及び第二項（第一号及び第五号に係る部分に限る。）の規定により旅費の支給を受けることができる職員がその家族の旅行について条例第二十条、条例第二十二条第一項及び条例第二十五条第二項に基づく旅費の支給を受けることができる場合であつて、当該家族が死亡又は傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

（旅費額を喪失した場合の旅費）

第四条 条例第三条第六項の規定により、旅費を喪失した場合に支給する旅費の額は、次の各号に規定する額による。

一 現に所持していた旅費額（交通手段を利用するための乗車券、乗船券、航空券等で当該旅行について購入したものを含む。次号において同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため条例の規定により支給することができる額

二 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定

支給を受けることができた旅行雑費の範囲内の額

（旅費喪失の場合の旅費）

第四条 条例第三条第六項の規定により、旅費を喪失した場合に支給する旅費の額は、次の各号に規定する額による。ただし、その額は、現に喪失した旅費額を超えることができない。

一 現に所持していた旅費額（輸送機関を利用するための乗車券、乗船券等の切符類で当該旅行について購入したものの（以下「切符類」という。）を含む。以下本条において同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため条例の規定により支給することができる額

二 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規

する額から喪失を免がれた旅費額を差し引いた額

(中略)

(鉄道賃に係る鉄道)

第八条 条例第十三条第一項に規定する任命権者が定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道に類するもの

二 軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道に類するもの

三 外国における前二号に掲げるものに相当するもの

定する額から喪失を免がれた旅費額（切符類については、購入金額のうち未使用部分に相当する金額とする。）を差し引いた額

(中略)

(路程の計算)

第八条 内国旅行の旅費の計算上必要な路程の計算は、次の各号の区分に従い、当該各号に掲げるものにより行うものとする。

一 鉄道 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第十三条に規定する鉄道運送事業者の調べに係る鉄道旅客貨物運賃算出表に掲げる路程

二 水路 海上保安庁の調べに係る距離表に掲げる路程

三 陸路 地方公共団体の長、その他当該路程の計算について信頼するに足る者により証明された路程

2 前項第一号又は第二号の規定により路程を計算しがたい場合には、当該各号の規定にかかわらず、前項第三号の規定に準じて計算することができる。

3 第一項第三号の規定により陸路の路程を計算する場合には、その証明の基準となる点で、当該旅行の出発箇所又は目的箇所に最も近いものを基点とする。

（船賃に係る船舶）

第九条 条例第十四条第一項に規定する任命権者が定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第二項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶に類するもの

二 外国における前号に掲げるものに相当するもの

（航空賃に係る航空機）

第十条 条例第十五条に規定する任命権者が定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八項に規定する航空運送事業の用に供する航空機に類するもの

二 外国における前号に掲げるものに相当するもの

（宿泊費基準額等）

第十一条 条例第十七条に規定する任命権者が定める額は、別表第一のとおりとする。

（近接地内旅行の旅費）

第九条 条例第十五条第三号に規定する任命権者が人事委員会と協議して住所又は居所の移転を特に必要と認めて移転した場合は、旧在勤地から新在勤地までの路程が四十キロメートル以上あり、かつ、新住所が新在勤地の方向にあつて、現実の移転の路程が四十キロメートル以上ある場合とする。

（研修受講のための旅費）

第十条 職員が港区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が計画する研修（これに準ずる研修を含む。）の受講のため旅行する場合に支給する旅費は、別表のとおりとする。

2 前項による旅費を支給することが適当でないと港区教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が認めたものについては、別に教育長が旅費の種類及び額を定める。

（健康診断受診等のための旅費）

第十一条 職員が、次の各号のいずれかの用務のために旅行する場合においては、鉄道賃、船賃及び車賃の実費額並びに鉄道五十キロメ

2 条例第十七条に規定する任命権者が定める場合は、現に支払った費用の額が宿泊費基準額を超える場合であつて、公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択したと旅行命令権者が認める場合とする。

（宿泊手当の定額等）

第十二条 条例第十九条に規定する任命権者が定める額は、別表第二のとおりとする。

2 宿泊手当の額は、条例の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

一 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合、前項で定める定額の三分の二の額

二 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の三分の一の額

3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前二項の規定にかかわらず、その移動の到着地に応じ、別表第二のとおりとする。ただし、条例の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費

一 トル以上のときには普通急行料金、鉄道百キロメートル以上のときには特別急行料金を支給する。

一 健康診断の受診

二 前号の用務のほか教育長が認めたもの

（身体に障害のある職員の旅費）

第十二条 身体に障害のある職員が公務により旅行する場合（研修受講及び健康診断受診等のために旅行する場合を含む。）に自家用車を使用することについて必要な事項は、別に定める。

(包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。) に食費に相当するものが含まれる場合には、当該額の三分の一の額とする。 4 旅行者が、旅行中自宅(住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。)に宿泊する場合には、前三項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。	
(中略)	(中略)
別表第一 (別紙のとおり)	別表 (別紙のとおり)
別表第二 (別紙のとおり)	
第1号様式・第2号様式 (略)	第1号様式・第2号様式 (略)
第3号様式(第6条関係) (別紙のとおり)	第3号様式(第6条関係) (別紙のとおり)
第4号様式(第6条関係) (別紙のとおり)	第4号様式(第6条関係) (別紙のとおり)
第5号様式(第6条関係) (別紙のとおり)	第5号様式(第6条関係) (別紙のとおり)
第6号様式(第7条関係) (別紙のとおり)	第6号様式(第7条関係) (別紙のとおり)
第7号様式(第7条関係) (別紙のとおり)	第7号様式(第7条関係) (別紙のとおり)
付 則	
この訓令は、令和七年四月一日から施行する。	

(現 行)

別表（第 10 条関係）

（１） 内国の研修

区分		鉄道賃	船賃	車賃	航空賃	日当（１日につき）	宿泊料（１夜につき）	食卓料（１夜につき）
近接 地内	日帰り 研修	実費額			—	—	—	—
	宿泊研 修				—	—	定額の範 囲内の実 費額	—
近接 地外	日帰り 研修	乗車に要 する運賃及	乗船に 要する運	実費額。 ただし、実	現に支 払った旅	—	—	—
	宿泊研 修	び任命権者 が人事委員 会と協議し て特別の事 情がある と認められ る場合のほ か、片道 5 0 km 以上 の場合は普 通急行料 金、100 km 以上の 場合は特別 急行料金	賃（運賃の 等級を 2 階級以上 に区分す る船舶に よる旅行 の場合は 最下級の 運賃）	費額によ ることが できない 場合には 路程 1 km につき 3 7 円の定 額	客運賃	8 / 10	定額の範 囲内の実 費額	8 / 10

(現 行)

(2) 外国の研修

鉄道賃	船賃	航空賃	車賃	日当 (1 日につ き)	宿泊料 (1 夜に つき)	食卓料 (1 夜に つき)	支度料	旅行雑費	死亡手当
1 運賃 の等級 を設け る線路 による 旅行の 場合最 下級の 運賃	運賃の 等級を 2 以上の階 級に区分 する船舶 による旅 行の場合 最下級の 運賃	運賃の 等級を 2 以上の階 級に区分 する航空 機による 旅行の場 合最下級 の運賃	実費額	8 / 1 0	実費額	8 / 1 0	条例定額	実費額	条例定額
2 急行 列車で 3 0 0 km以 上 急 行料金									

(改正案)

別表第一（第 11 条関係）

（１） 内国旅行の宿泊費基準額（１夜につき）

区 分	宿泊費基準額（１夜につき）
北海道	13,000円
青森県	11,000円
岩手県	9,000円
宮城県	11,000円
秋田県	11,000円
山形県	1,000円
福島県	8,000円
茨城県	11,000円
栃木県	10,000円
群馬県	10,000円
埼玉県	19,000円
千葉県	17,000円
東京都	19,000円
神奈川県	16,000円
新潟県	16,000円
富山県	11,000円
石川県	9,000円
福井県	10,000円
山梨県	12,000円
長野県	11,000円
岐阜県	13,000円
静岡県	9,000円
愛知県	11,000円
三重県	9,000円
滋賀県	11,000円
京都府	19,000円
大阪府	13,000円
兵庫県	12,000円
奈良県	11,000円
和歌山県	11,000円

(改正案)

鳥取県	8,000円
島根県	9,000円
岡山県	10,000円
広島県	13,000円
山口県	8,000円
徳島県	10,000円
香川県	15,000円
愛媛県	10,000円
高知県	11,000円
福岡県	18,000円
佐賀県	11,000円
長崎県	11,000円
熊本県	14,000円
大分県	11,000円
宮崎県	12,000円
鹿児島県	12,000円
沖縄県	11,000円

(2) 外国旅行の宿泊費基準額（1夜につき）

区 分			支 給 額
地 域	国 名	地 名	
アジア	インド	ニューデリー	18,000円
		コルカタ	10,000円
		チェンナイ	12,000円
		ベンガルール	16,000円
		ムンバイ	23,000円
		その他の地	14,000円
	インドネシア	ジャカルタ	16,000円
		スラバヤ	12,000円
		デンバサール	18,000円
		メダン	8,000円
		その他の地	13,000円
	カンボジア	プノンペン	21,000円

(改正案)

	その他の地	21,000円
シンガポール	シンガポール	34,000円
	その他の地	34,000円
スリランカ	コロンボ	22,000円
	その他の地	22,000円
タイ	バンコク	20,000円
	チェンマイ	14,000円
	その他の地	19,000円
大韓民国	ソウル	26,000円
	済州	23,000円
	釜山	18,000円
	その他の地	23,000円
中華人民共和 国	北京	17,000円
	広州	17,000円
	上海	17,000円
	重慶	11,000円
	瀋陽	9,000円
	青島	12,000円
	香港	32,000円
	その他の地	15,000円
ネパール	カトマンズ	15,000円
	その他の地	15,000円
パキスタン	イスラマバード	32,000円
	カラチ	31,000円
	その他の地	31,000円
バングラデシ ュ	ダッカ	17,000円
	その他の地	17,000円
東ティモール	ディリ	17,000円
	その他の地	17,000円
フィリピン	マニラ	17,000円
	セブ	19,000円
	ダバオ	22,000円
	その他の地	22,000円

(改正案)

	ブルネイ	バンドルスリブガ ワン	20,000円
		その他の地	20,000円
	ベトナム	ハノイ	14,000円
		ダナン	15,000円
		ホーチミン	15,000円
		その他の地	14,000円
	マレーシア	クアラルンプール	14,000円
		ベナン	14,000円
		その他の地	15,000円
	ミャンマー	ヤンゴン	17,000円
		その他の地	17,000円
	モルディブ	マレ	47,000円
		その他の地	45,000円
	モンゴル	ウランバートル	24,000円
		その他の地	24,000円
	ラオス	ビエンチャン	17,000円
		その他の地	17,000円
	その他の国		17,000円
大洋州	オーストラリア	キャンベラ	29,000円
		シドニー	29,000円
		パース	27,000円
		ブリスベン	28,000円
		メルボルン	26,000円
		その他の地	26,000円
	キリバス	タラワ	25,000円
		その他の地	25,000円
	サモワ	アピア	25,000円
		その他の地	25,000円
	ソロモン	ホニアラ	25,000円
		その他の地	25,000円
	トンガ	ヌクアロファ	25,000円
		その他の地	25,000円

(改正案)

	ニュージーランド	ウェリントン	27,000円
		オークランド	27,000円
		その他の地	24,000円
	バヌアツ	ポートビラ	25,000円
		その他の地	25,000円
	パプアニューギニア	ポートモレスビー	38,000円
		その他の地	38,000円
	パラオ	コロール	25,000円
		その他の地	25,000円
	フィジー	スバ	33,000円
		その他の地	40,000円
	マーシャル	マジュロ	25,000円
		その他の地	25,000円
	ミクロネシア	コロニア	25,000円
		その他の地	25,000円
	その他の国		25,000円
北米	アメリカ合衆国	ワシントン	54,000円
		アトランタ	38,000円
		サンフランシスコ	49,000円
		シアトル	42,000円
		シカゴ	44,000円
		デトロイト	43,000円
		デンバー	40,000円
		ナッシュビル	37,000円
		ニューヨーク	57,000円
		ハガツニャ	18,000円
		ヒューストン	28,000円
		ボストン	59,000円
		ホノルル	49,000円
		マイアミ	39,000円
		ロサンゼルス	42,000円
		その他の地	36,000円
	カナダ	オタワ	34,000円

(改正案)

		カルガリー	34,000円
		トロント	49,000円
		バンクーバー	44,000円
		モントリオール	36,000円
		その他の地	35,000円
	その他の国		36,000円
中南米	アルゼンチン	ブエノスアイレス	25,000円
		その他の地	24,000円
	ウルグアイ	モンテビデオ	20,000円
		その他の地	20,000円
	エクアドル	キト	27,000円
		その他の地	25,000円
	エルサルバドル	サンサルバドル	27,000円
		その他の地	27,000円
	キューバ	ハバナ	14,000円
		その他の地	14,000円
	グアテマラ	グアテマラ	22,000円
		その他の地	21,000円
	コスタリカ	サンホセ	32,000円
		その他の地	32,000円
	コロンビア	ボゴタ	18,000円
		その他の地	17,000円
	ジャマイカ	キングストン	44,000円
		その他の地	44,000円
	チリ	サンティアゴ	26,000円
		その他の地	24,000円
	ドミニカ共和国	サントドミンゴ	34,000円
		その他の地	33,000円
	トリニダード・トバゴ	ポートオブスペイン	40,000円
		その他の地	36,000円
	ニカラグア	マナグア	14,000円
		その他の地	14,000円

(改正案)

	ハイチ	ポルトープランス	3 3, 0 0 0 円
		その他の地	3 3, 0 0 0 円
	パナマ	パナマ	2 3, 0 0 0 円
		その他の地	2 1, 0 0 0 円
	パラグアイ	アスンシオン	2 2, 0 0 0 円
		その他の地	1 7, 0 0 0 円
	バルバドス	ブリッジタウン	4 7, 0 0 0 円
		その他の地	4 7, 0 0 0 円
	ブラジル	ブラジリア	1 6, 0 0 0 円
		クリチバ	1 2, 0 0 0 円
		サンパウロ	2 0, 0 0 0 円
		マナウス	1 4, 0 0 0 円
		リオデジャネイロ	1 9, 0 0 0 円
		レシフェ	1 3, 0 0 0 円
		その他の地	1 1, 0 0 0 円
	ベネズエラ	カラカス	3 1, 0 0 0 円
		その他の地	3 1, 0 0 0 円
	ペルー	リマ	2 0, 0 0 0 円
		その他の地	1 9, 0 0 0 円
	ボリビア	ラパス	1 3, 0 0 0 円
		その他の地	1 3, 0 0 0 円
	ホンジュラス	テグシガルパ	2 9, 0 0 0 円
		その他の地	2 9, 0 0 0 円
	メキシコ	メキシコ	1 9, 0 0 0 円
		レオン	1 7, 0 0 0 円
		その他の地	1 9, 0 0 0 円
	その他の国		1 4, 0 0 0 円
欧州	アイスランド	レイキャビク	4 9, 0 0 0 円
		その他の地	4 7, 0 0 0 円
	アイルランド	ダブリン	3 6, 0 0 0 円
		その他の地	3 3, 0 0 0 円
	アゼルバイジャン	バクー	2 5, 0 0 0 円
		その他の地	2 5, 0 0 0 円

(改正案)

アルバニア	ティラナ	1 6, 0 0 0 円
	その他の地	1 6, 0 0 0 円
アルメニア	エレバン	2 7, 0 0 0 円
	その他の地	2 6, 0 0 0 円
イタリア	ローマ	3 0, 0 0 0 円
	ミラノ	3 1, 0 0 0 円
	その他の地	2 2, 0 0 0 円
ウクライナ	キーウ	2 1, 0 0 0 円
	その他の地	2 1, 0 0 0 円
ウズベキスタン	タシケント	2 5, 0 0 0 円
	その他の地	2 4, 0 0 0 円
英国	ロンドン	4 4, 0 0 0 円
	エディンバラ	3 8, 0 0 0 円
	その他の地	2 9, 0 0 0 円
エストニア	タリン	1 9, 0 0 0 円
	その他の地	2 0, 0 0 0 円
オーストリア	ウィーン	2 4, 0 0 0 円
	その他の地	2 1, 0 0 0 円
オランダ	ハーグ	2 4, 0 0 0 円
	その他の地	2 5, 0 0 0 円
カザフスタン	アスタナ	2 3, 0 0 0 円
	その他の地	2 3, 0 0 0 円
北マケドニア	スコピエ	2 1, 0 0 0 円
	その他の地	2 0, 0 0 0 円
キプロス	ニコシア	3 3, 0 0 0 円
	その他の地	2 6, 0 0 0 円
ギリシャ	アテネ	2 8, 0 0 0 円
	その他の地	2 5, 0 0 0 円
キルギス	ビシュケク	1 5, 0 0 0 円
	その他の地	1 5, 0 0 0 円
クロアチア	ザグレブ	2 1, 0 0 0 円
	その他の地	2 2, 0 0 0 円
ジョージア	トリビシ	2 1, 0 0 0 円

(改正案)

	その他の地	21,000円
スイス	ベルン	33,000円
	ジュネーブ	38,000円
	その他の地	32,000円
スウェーデン	ストックホルム	30,000円
	その他の地	25,000円
スペイン	マドリード	31,000円
	バルセロナ	34,000円
	その他の地	24,000円
スロバキア	ブラチスラバ	22,000円
	その他の地	18,000円
スロベニア	リュブリャナ	23,000円
	その他の地	22,000円
セルビア	ベオグラード	25,000円
	その他の地	21,000円
タジキスタン	ドゥシャンベ	28,000円
	その他の地	28,000円
チェコ	プラハ	19,000円
	その他の地	17,000円
デンマーク	コペンハーゲン	34,000円
	その他の地	30,000円
ドイツ	ベルリン	25,000円
	デュッセルドルフ	22,000円
	ハンブルク	25,000円
	フランクフルト	20,000円
	ミュンヘン	24,000円
	その他の地	19,000円
トルクメニスタン	アシガバット	21,000円
	その他の地	21,000円
ノルウェー	オスロ	32,000円
	その他の地	29,000円
バチカン	バチカン	21,000円
	その他の地	21,000円

(改正案)

ハンガリー	ブダペスト	21,000円
	その他の地	19,000円
フィンランド	ヘルシンキ	27,000円
	その他の地	26,000円
フランス	パリ	38,000円
	ストラスブール	24,000円
	マルセイユ	23,000円
	その他の地	25,000円
ブルガリア	ソフィア	20,000円
	その他の地	18,000円
ベラルーシ	ミンスク	26,000円
	その他の地	26,000円
ベルギー	ブリュッセル	34,000円
	その他の地	26,000円
ポーランド	ワルシャワ	18,000円
	その他の地	15,000円
ボスニア・ヘルツェゴビナ	サラエボ	18,000円
	その他の地	16,000円
ポルトガル	リスボン	28,000円
	その他の地	22,000円
モルドバ	キシナウ	20,000円
	その他の地	20,000円
ラトビア	リガ	18,000円
	その他の地	18,000円
リトアニア	ビリニウス	18,000円
	その他の地	18,000円
ルーマニア	ブカレスト	21,000円
	その他の地	17,000円
ルクセンブルク	ルクセンブルク	35,000円
	その他の地	29,000円
ロシア	モスクワ	21,000円
	ウラジオストク	21,000円
	サンクトペテルブ	21,000円

(改正案)

		ルク	
		ハバロフスク	21,000円
		ユジノサハリンスク	21,000円
		その他の地	21,000円
中東	その他の国		21,000円
	アフガニスタン アラブ首長国連邦	カブール	23,000円
		その他の地	23,000円
		アブダビ	30,000円
		ドバイ	25,000円
		その他の地	24,000円
	イエメン	サヌア	23,000円
		その他の地	23,000円
	イスラエル	テルアビブ	37,000円
		その他の地	33,000円
	イラク	バグダット	23,000円
		その他の地	23,000円
	イラン	テヘラン	23,000円
		その他の地	23,000円
	オマーン	マスカット	14,000円
		その他の地	15,000円
	カタール	ドーハ	17,000円
		その他の地	17,000円
	クウェート	クウェート	23,000円
		その他の地	24,000円
	サウジアラビア	リヤド	43,000円
		ジッダ	21,000円
		その他の地	37,000円
	シリア	ダマスカス	23,000円
		その他の地	23,000円
	トルコ	アンカラ	15,000円
		イスタンブール	20,000円
		その他の地	19,000円

(改正案)

	バーレーン	マナーマ	22,000円
		その他の地	22,000円
	ヨルダン	アンマン	21,000円
		その他の地	21,000円
	レバノン	ベイルート	23,000円
		その他の地	23,000円
	その他の国		23,000円
アフリカ	アルジェリア	アルジェ	30,000円
		その他の地	29,000円
	アンゴラ	ルアンダ	47,000円
		その他の地	47,000円
	ウガンダ	カンパラ	19,000円
		その他の地	31,000円
	エジプト	カイロ	32,000円
		その他の地	31,000円
	エチオピア	アディスアベバ	18,000円
		その他の地	24,000円
	ガーナ	アクラ	29,000円
		その他の地	29,000円
	ガボン	リーブルビル	32,000円
		その他の地	32,000円
	カメルーン	ヤウンデ	26,000円
		その他の地	26,000円
	ギニア	コナクリ	22,000円
		その他の地	22,000円
	ケニア	ナイロビ	26,000円
		その他の地	26,000円
	コートジボワール	アビジャン	32,000円
		その他の地	32,000円
	コンゴ民主共和国	キンシャサ	22,000円
		その他の地	22,000円
	ザンビア	ルサカ	33,000円
		その他の地	37,000円

(改正案)

ジブチ	ジブチ	22,000円
	その他の地	22,000円
ジンバブエ	ハラレ	19,000円
	その他の地	19,000円
スーダン	ハルツーム	22,000円
	その他の地	22,000円
セーシェル	ビクトリア	22,000円
	その他の地	22,000円
セネガル	ダカール	40,000円
	その他の地	39,000円
タンザニア	ダルエスサラーム	22,000円
	その他の地	23,000円
チュニジア	チュニス	29,000円
	その他の地	29,000円
ナイジェリア	アブジャ	31,000円
	その他の地	31,000円
ナミビア	ウィントフック	13,000円
	その他の地	17,000円
ブルキナファソ	ワガドゥグー	23,000円
	その他の地	23,000円
ベナン	コトヌ	27,000円
	その他の地	27,000円
ボツワナ	ハボローネ	23,000円
	その他の地	23,000円
マダガスカル	アンタナナリボ	24,000円
	その他の地	24,000円
マラウイ	リロングウェ	26,000円
	その他の地	26,000円
マリ	バマコ	41,000円
	その他の地	41,000円
南アフリカ共和国	プレトリア	16,000円
	その他の地	18,000円
南スーダン	ジュバ	22,000円

(改正案)

	その他の地	22,000円
モーリシャス	ポートルイス	38,000円
	その他の地	26,000円
モーリタニア	ヌアクショット	21,000円
	その他の地	21,000円
モザンビーク	マプト	18,000円
	その他の地	19,000円
モロッコ	ラバト	20,000円
	その他の地	19,000円
リビア	トリポリ	22,000円
	その他の地	22,000円
ルワンダ	キガリ	29,000円
	その他の地	29,000円
	その他の国	22,000円
その他の地域		21,000円

(改正案)

別表第二 (第12条関係)

(1) 内国旅行の宿泊手当(1日につき)

区 分	宿泊手当(1日につき)
全ての地	2,400円

(2) 外国旅行の宿泊手当(1日につき)

区 分		宿泊手当(1日につき)
地 域	国 名	
アジア	インド	4,800円
	インドネシア	4,500円
	カンボジア	5,400円
	シンガポール	5,400円
	スリランカ	5,400円
	タイ	5,400円
	大韓民国	5,400円
	中華人民共和国	5,100円
	ネパール	5,100円
	パキスタン	5,400円
	バングラデシュ	5,400円
	東ティモール	5,400円
	フィリピン	5,400円
	ブルネイ	5,400円
	ベトナム	4,800円
	マレーシア	5,100円
	ミャンマー	5,400円
	モルディブ	5,400円
	モンゴル	5,400円
	ラオス	5,400円
	その他の国	5,400円
大洋州	オーストラリア	5,400円
	キリバス	5,400円
	サモワ	5,400円
	ソロモン	5,400円
	トンガ	5,400円

(改正案)

	ニュージーランド	5, 4 0 0円
	バヌアツ	5, 4 0 0円
	パプアニューギニア	5, 4 0 0円
	パラオ	5, 4 0 0円
	フィジー	5, 4 0 0円
	マーシャル	5, 4 0 0円
	ミクロネシア	5, 4 0 0円
	その他の国	5, 4 0 0円
北米	アメリカ合衆国	5, 4 0 0円
	カナダ	5, 4 0 0円
	その他の国	5, 4 0 0円
中南米	アルゼンチン	5, 4 0 0円
	ウルグアイ	5, 4 0 0円
	エクアドル	5, 4 0 0円
	エルサルバドル	5, 4 0 0円
	キューバ	4, 8 0 0円
	グアテマラ	5, 4 0 0円
	コスタリカ	5, 4 0 0円
	コロンビア	5, 4 0 0円
	ジャマイカ	5, 4 0 0円
	チリ	5, 4 0 0円
	ドミニカ共和国	5, 4 0 0円
	トリニダード・トバゴ	5, 4 0 0円
	ニカラグア	4, 8 0 0円
	ハイチ	5, 4 0 0円
	パナマ	5, 4 0 0円
	パラグアイ	5, 4 0 0円
	バルバドス	5, 4 0 0円
	ブラジル	3, 9 0 0円
	ベネズエラ	5, 4 0 0円
	ペルー	5, 4 0 0円

(改正案)

欧州	ボリビア	4, 5 0 0 円
	ホンジュラス	5, 4 0 0 円
	メキシコ	5, 4 0 0 円
	その他の国	4, 8 0 0 円
	アイスランド	5, 4 0 0 円
	アイルランド	5, 4 0 0 円
	アゼルバイジャン	5, 4 0 0 円
	アルバニア	5, 4 0 0 円
	アルメニア	5, 4 0 0 円
	イタリア	5, 4 0 0 円
	ウクライナ	5, 4 0 0 円
	ウズベキスタン	5, 4 0 0 円
	英国	5, 4 0 0 円
	エストニア	5, 4 0 0 円
	オーストラリア	5, 4 0 0 円
	オランダ	5, 4 0 0 円
	カザフスタン	5, 4 0 0 円
	北マケドニア	5, 4 0 0 円
	キプロス	5, 4 0 0 円
	ギリシャ	5, 4 0 0 円
	キルギス	5, 1 0 0 円
	クロアチア	5, 4 0 0 円
	ジョージア	5, 4 0 0 円
	スイス	5, 4 0 0 円
	スウェーデン	5, 4 0 0 円
	スペイン	5, 4 0 0 円
	スロバキア	5, 4 0 0 円
	スロベニア	5, 4 0 0 円
	セルビア	5, 4 0 0 円
	タジキスタン	5, 4 0 0 円
	チェコ	5, 4 0 0 円
	デンマーク	5, 4 0 0 円
	ドイツ	5, 4 0 0 円

(改正案)

	トルクメニスタン	5, 4 0 0円
	ノルウェー	5, 4 0 0円
	バチカン	5, 4 0 0円
	ハンガリー	5, 4 0 0円
	フィンランド	5, 4 0 0円
	フランス	5, 4 0 0円
	ブルガリア	5, 4 0 0円
	ベラルーシ	5, 4 0 0円
	ベルギー	5, 4 0 0円
	ポーランド	5, 1 0 0円
	ボスニア・ヘルツ ェゴビナ	5, 4 0 0円
	ポルトガル	5, 4 0 0円
	モルドバ	5, 4 0 0円
	ラトビア	5, 4 0 0円
	リトアニア	5, 4 0 0円
	ルーマニア	5, 4 0 0円
	ルクセンブルク	5, 4 0 0円
	ロシア	5, 4 0 0円
	その他の国	5, 4 0 0円
中東	アフガニスタン	5, 4 0 0円
	アラブ首長国連邦	5, 4 0 0円
	イエメン	5, 4 0 0円
	イスラエル	5, 4 0 0円
	イラク	5, 4 0 0円
	イラン	5, 4 0 0円
	オマーン	5, 1 0 0円
	カタール	5, 4 0 0円
	クウェート	5, 4 0 0円
	サウジアラビア	5, 4 0 0円
	シリア	5, 4 0 0円
	トルコ	5, 4 0 0円
	バーレーン	5, 4 0 0円

(改正案)

アフリカ	ヨルダン	5,400円
	レバノン	5,400円
	その他の国	5,400円
	アルジェリア	5,400円
	アンゴラ	5,400円
	ウガンダ	5,400円
	エジプト	5,400円
	エチオピア	5,400円
	ガーナ	5,400円
	ガボン	5,400円
	カメルーン	5,400円
	ギニア	5,400円
	ケニア	5,400円
	コートジボワール	5,400円
	コンゴ民主共和国	5,400円
	ザンビア	5,400円
	ジブチ	5,400円
	ジンバブエ	5,400円
	スーダン	5,400円
	セーシェル	5,400円
	セネガル	5,400円
	タンザニア	5,400円
	チュニジア	5,400円
	ナイジェリア	5,400円
	ナミビア	5,400円
	ブルキナファソ	5,400円
	ベナン	5,400円
	ボツワナ	5,400円
	マダガスカル	5,400円
	マラウイ	5,400円
	マリ	5,400円
	南アフリカ共和国	5,400円
	南スーダン	5,400円

(改正案)

	モーリシャス	5, 4 0 0 円
	モーリタニア	5, 4 0 0 円
	モザンビーク	5, 4 0 0 円
	モロッコ	5, 4 0 0 円
	リビア	5, 4 0 0 円
	ルワンダ	5, 4 0 0 円
	その他の国	5, 4 0 0 円
その他の地域		5, 4 0 0 円

(現 行)

第3号様式(第6条関係)

内国旅費請求内訳書兼領収書

(平成 年 月分)

支出負擔行為者印	
旅行命令(依頼)簿照合済	

旅行 月日	旅行用務 旅 行 先	出 発 到着・滞在 (地名・駅名)	旅 費 内 訳 (金額欄単位：円)										職 層 名 (級) 氏 名	受領印	清算印
			鉄 道 賃			船賃又は航空賃		車 賃 (定額)	日 当	宿泊料 又 は 食卓料	同一地域内の旅費	合 計			
			運 賃	特別車両又は 座席指定又は 寝台料金	急行料金	運 賃	特別船 室料金				(a)交通実費 (b)日当額 (c)差引支給額				
			K	特 座 寝	K	船 航		(K)	日	宿 食	(a) (b)		(級)		
											(c) = (a) - (b)				
			K	特 座 寝	K	船 航		(K)	日	宿 食	(a) (b)		(級)		
											(c) = (a) - (b)				
			K	特 座 寝	K	船 航		(K)	日	宿 食	(a) (b)		(級)		
											(c) = (a) - (b)				
			K	特 座 寝	K	船 航		(K)	日	宿 食	(a) (b)		(級)		
											(c) = (a) - (b)				
			K	特 座 寝	K	船 航		(K)	日	宿 食	(a) (b)		(級)		
											(c) = (a) - (b)				
			K	特 座 寝	K	船 航		(K)	日	宿 食	(a) (b)		(級)		
											(c) = (a) - (b)				
			K	特 座 寝	K	船 航		(K)	日	宿 食	(a) (b)		(級)		
											(c) = (a) - (b)				
			K	特 座 寝	K	船 航		(K)	日	宿 食	(a) (b)		(級)		
											(c) = (a) - (b)				

(改正案)

第3号様式(第6条関係)

内国旅費請求内訳書兼領収書

(年 月分)

支出負担行為者印	
旅行命令(依頼)簿照合済	

[illegible]

(現 行)

第4号様式(第6条関係)

赴任旅費請求内訳書兼領収書
(平成 年 月分)

支出負擔行為者印	
旅行命令簿照合済	

概算額	清算額	追給額	返納額	職層名	級	氏名	受領印	清算印
円	円	円	円					

年 月 日	出 発 (地名・駅名)	到着・滞在 (地名・駅名)	旅 費 内 訳										
			鉄 道 賃			船 賃 又 は 航空賃	車 賃		日 当	宿 泊 料	食 卓 料	移 転 料 及 び 着 後 手 当	合 計
			運 賃	特別車両又は 座席指定又は 寝台料金	急行料金		実費額	定 額					
			K	K	K	円	円	K	日	夜	夜	移転料 (路程)	円
			円	円	円			円	円	円	円	K (条例定額)	
			K	K	K	円	円	K	日	夜	夜	(実費額)	
			円	円	円			円	円	円	円	円 (既給額)	
			K	K	K	円	円	K	日	夜	夜	円 (差引額)	
			円	円	円			円	円	円	円	円	
			K	K	K	円	円	K	日	夜	夜	着後手当 (日当)	円 夜 円 (計)
			円	円	円			円	円	円	円		
			K	K	K	円	円	K	日	夜	夜		
			円	円	円			円	円	円	円		

[illegible]

(改正案)

第4号様式(第6条関係)

赴任旅費請求内訳書兼領収書

(年 月分)

支出負担行為者印	
旅行命令簿照合済	

概 算 額	清 算 額	追 給 額	返 納 額	職 層 名	級	氏 名	受領印	清算印
円	円	円	円					

年 月 日	出 発 (地名・駅名)	到着・滞在 (地名・駅名)	旅 費 内 訳								
			鉄 道 賃			船 賃 又 は航空賃	その他の交通費	宿 泊 手 当	宿 泊 費	転居費 及 び 着後滞在費	合 計
			運 賃	特別車両又は 座席指定又は 寝台料金	急行料金		実 費 額				
						円	円		夜	転居費 (実費額) 円	
			円	円	円		円	円			
						円	円	夜			
			円	円	円		円	円			
						円	円		夜	着後滞在費 (宿泊手当) 日 円 夜 円 (計) 円	備 考
			円	円	円		円	円			
						円	円	夜			
			円	円	円		円	円			
						円	円	夜			
			円	円	円		円	円			

家族 移転費	氏 名	続 柄	鉄道賃	船 賃	航空賃	その他の交通費	宿泊手当	宿泊費	着後滞在費	合 計 額
			円	円	円	円	円	円	円	円
			円	円	円	円	円	円	円	円
			円	円	円	円	円	円	円	円
	計		円	円	円	円	円	円	円	円

(現 行)

第5号様式(第6条関係)

外国旅費請求内訳書兼領収書
(平成 年 月分)

支出負担行為者印	
旅行命令簿照合済	

概 算 額	清 算 額	追 給 額	返 納 額	職層名	級	氏 名	受領印	清算印
円	円	円	円					

[illegible]

旅行 月日	旅行用務 及 旅 行 先	出 発 (地名・駅名)	到着・滞在 (地名・駅名)	旅 費 内 訳										合 計	
				鉄 道 賃		船 賃		航空賃	車 賃	日 当		宿 泊 料			食 卓 料
				運 賃	特殊料金	運 賃	特殊料金			指定都市	その他 の地方	指定都市	その他 の地方		
										日 ----- 円	甲乙丙 日 円	夜 ----- 円	甲乙丙 夜 円	夜 ----- 円	円
				円	円	円	円	円	円	日 ----- 円	甲乙丙 日 円	夜 ----- 円	甲乙丙 夜 円	夜 ----- 円	円
				円	円	円	円	円	円	日 ----- 円	甲乙丙 日 円	夜 ----- 円	甲乙丙 夜 円	夜 ----- 円	円
				円	円	円	円	円	円	日 ----- 円	甲乙丙 日 円	夜 ----- 円	甲乙丙 夜 円	夜 ----- 円	円
				円	円	円	円	円	円	日 ----- 円	甲乙丙 日 円	夜 ----- 円	甲乙丙 夜 円	夜 ----- 円	円
				円	円	円	円	円	円	日 ----- 円	甲乙丙 日 円	夜 ----- 円	甲乙丙 夜 円	夜 ----- 円	円
				円	円	円	円	円	円	日 ----- 円	甲乙丙 日 円	夜 ----- 円	甲乙丙 夜 円	夜 ----- 円	円
				円	円	円	円	円	円	日 ----- 円	甲乙丙 日 円	夜 ----- 円	甲乙丙 夜 円	夜 ----- 円	円
備考															

(改正案)

第5号様式(第6条関係)

外国旅費請求内訳書兼領収書

(年 月分)

支出負担行為者印	
旅行命令簿照合済	

概 算 額	清 算 額	追 給 額	返 納 額	職層名	級	氏 名	受領印	清算印
円	円	円	円					

[illegible]

旅行 月日	旅行用務 及び 旅行先	出 発 (地名・駅名)	到着・滞在 (地名・駅名)	旅				費		内		訳	
				鉄道賃		船賃		航空賃	その他の 交 通 費	宿泊手当	宿泊費	合 計	
				運 賃	特殊料金	運 賃	特殊料金						
				円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
				円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
				円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
				円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
				円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
				円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
				円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
				円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
				円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
備考													

ID

72

所 属

27

職 員 番 号

815

氏 名

予 算 科 目	交 通 実 費	
	日 数	金 額
1117	18	20

所 属			職 層 名		級				
					給料表() 級				
命 令 権 者 印	関 与 者 印	旅 行 者 印	旅 行 日 時		旅 行 用 務	旅 行 先	旅 行 の 経 路 (出発駅—経由—到着駅)	公 用 車 マ イ カ ー	交通実費
			日	時・分から 時・分まで					
1			・	・				公・マ	円
2			・	・				公・マ	
3			・	・				公・マ	
4			・	・				公・マ	
5			・	・				公・マ	
6			・	・				公・マ	
7			・	・				公・マ	
8			・	・				公・マ	
9			・	・				公・マ	
10			・	・				公・マ	
11			・	・				公・マ	
12			・	・				公・マ	
								計	円

- (記入注意事項)
- 1

「旅行の経路」、「公用車・マイカー」、「交通実費」の各欄は、当該旅行者が旅行のつど記載すること。
- 2

「公用車」欄は、旅行者が公用車を利用して旅行した場合には「公」を、自家用車出張を認められた職員が自家用車を利用して旅行した場合には「マ」をそれぞれ○で囲むこと。
- 3

「交通実費」欄は、鉄道賃、船賃、の実費額及び車賃を記載すること。

字体見本0123456789

旅行命令簿(兼旅費請求内訳書)

ID

72

所 属	職 員 番 号	氏 名
27 □□□□□□	815 □□□□□□□□	

予 算 科 目	交 通 実 費	
	日数	金 額
1117 □□□□□□□□ □□□□□□□□	18 □□ □□	20 □□□□□□ □□□□□□

所 属			職 層 名		級				
					給料表() 級				
命 令 権者印	関 与 者 印	旅 行 者 印	旅 行 日 時		旅 行 用 務	旅 行 先	旅 行 の 経 路 (出発駅—経由—到着駅)	公 用 車 マイカー	交通実費
			日	時・分から 時・分まで					
1			・	・				公・マ	円
2			・	・				公・マ	
3			・	・				公・マ	
4			・	・				公・マ	
5			・	・				公・マ	
6			・	・				公・マ	
7			・	・				公・マ	
8			・	・				公・マ	
9			・	・				公・マ	
10			・	・				公・マ	
11			・	・				公・マ	
12			・	・				公・マ	
							計	円	

(記入注意事項)

- 1 「旅行の経路」、「公用車・マイカー」、「交通実費」の各欄は、当該旅行者が旅行のつど記載すること。
- 2 「公用車」欄は、旅行者が公用車を利用して旅行した場合には「公」を、自家用車出張を認められた職員が自家用車を利用して旅行した場合には「マ」をそれぞれ○で囲むこと。
- 3 「交通実費」欄は、鉄道賃、船賃及びその他の交通費の実費額を記載すること。

字体見本 0123456789

No.

旅行 命令 簿(内国旅行)兼領収書
依頼

(発令年月日) 年 月 日

決裁欄	
旅行命令権者	決定関与者

所 属		職層名 (級)		氏 名	印	款	
						項	
						目	

旅 月	行 日	旅行用務 旅 行 先	出 発 到着・滞在 (地名・駅名)	(金額欄単位：円)											
				旅費内訳		鉄 道 賃		船賃又は航空賃		車 賃 (定額)	日 当	宿泊料 又は 食卓料	同一地域内の旅費 (a) 交通実費 (b) 日当額 (c) 差引支給額	合 計	
				運 賃	特別車両又は 座席指定 又は寝台料 金	急行料金	運 賃	特別船室料 金	概算払					清算払	
				K		K			(K)	日		(a) (b) (c) = (a) - (b)			
				K		K			(K)	日		(a) (b) (c) = (a) - (b)			
				K		K			(K)	日		(a) (b) (c) = (a) - (b)			
				K		K			(K)	日		(a) (b) (c) = (a) - (b)			
				K		K			(K)	日		(a) (b) (c) = (a) - (b)			
				K		K			(K)	日		(a) (b) (c) = (a) - (b)			
				K		K			(K)	日		(a) (b) (c) = (a) - (b)			
				K		K			(K)	日		(a) (b) (c) = (a) - (b)			
				K		K			(K)	日		(a) (b) (c) = (a) - (b)			

(記入注意事項) 1 この旅行命令(依頼)簿は、各旅行者ごとに作成し、「旅行用務」及び「旅行先」は旅行日ごとに記入する。 2 「旅行月日」、「旅行用務」、「旅行先」の各欄は、命令(依頼)に係る職員の旅行につき、その出発の日から旅行終了の日まで1日ごとに順を追って記入する。他の欄は、命令(依頼)に係る職員の旅行につき1欄の押印又は記入でよい。 3 「職層名(級)」欄は、命令(依頼)に係る職員の職層名並びに給料表名及び級を記入する。 4 「旅行用務」欄は、主な用務を具体的に記載する。例えば「〇〇事務調査のため」のように記載する。 5 「旅行先」欄は、旅行用務を遂行する場所を記載する。例えば「大阪市役所」のように記載する。 6 旅行命令(依頼)を取り消し、又は変更する場合には、命令(依頼)に係る全ての欄を朱の二重線で消し、又は変更箇所を朱の二重線で消し、取消しにあっては「旅行命令(依頼)取消」と朱の二重線の上部に記入し、変更にあつては朱の二重線の上部に、変更事項を記入する。												受領印		清算印	
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	-----	--	-----	--

No.

旅行命令
依頼簿(内国旅行)兼領収書

(発令年月日) 年 月 日

所 属		職層名 (級)		氏 名	㊞	款	
						項	
						目	

決裁欄	
旅行命令権者	決定関与者

旅 行 月 日	旅行用務 旅 行 先	出 発 到着・滞在 (地名・駅名)	旅費内訳					(金額欄単位：円)				
			鉄 道 賃			船賃又は航空賃		その他の交通費	宿泊手当	宿泊費	合 計	
			運 賃	特別車両又は 座席指定又は 寝台料金	急行料金	運 賃	船 特別船室 料金				概算払	清算払
			円	円	円	円	円	円	円	円		
			円	円	円	円	円	円	円	円		
			円	円	円	円	円	円	円	円		
			円	円	円	円	円	円	円	円		
			円	円	円	円	円	円	円	円		
			円	円	円	円	円	円	円	円		
			円	円	円	円	円	円	円	円		
			円	円	円	円	円	円	円	円		
			円	円	円	円	円	円	円	円		
			円	円	円	円	円	円	円	円		
			円	円	円	円	円	円	円	円		

(記入注意事項)
1 この旅行命令(依頼)簿は、各旅行者ごとに作成し、「旅行用務」及び「旅行先」は旅行日ごとに記入する。
2 「旅行月日」、「旅行用務」、「旅行先」の各欄は、命令(依頼)に係る職員の旅行につき、その出発の日から旅行終了の日まで1日ごとに順を追って記入する。他の欄は、命令(依頼)に係る職員の旅行につき1欄の押印又は記入でよい。
3 「職層名(級)」欄は、命令(依頼)に係る職員の職層名並びに給料表名及び級を記入する。
4 「旅行用務」欄は、主な用務を具体的に記載する。例えば「〇〇事務調査のため」のように記載する。
5 「旅行先」欄は、旅行用務を遂行する場所を記載する。例えば「大阪市役所」のように記載する。
6 旅行命令(依頼)を取り消し、又は変更する場合には、命令(依頼)に係る全ての欄を朱の二重線で消し、又は変更箇所を朱の二重線で消し、取消しにあつては「旅行命令(依頼)取消」と朱の二重線の上部に記入し、変更にあつては朱の二重線の上部に、変更事項を記入する。

受領印

清算印

令和7年3月26日

教育委員会議案資料 No. 10-3

教育人事企画課

港区幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部を改正する訓令等について

審議内容

「港区職員の旅費に関する条例」の一部改正に伴い、「港区幼稚園教育職員の旅費支給規程」及び「港区指導主事の旅費支給規程」の一部を改正します。

1 経 緯

旅費の計算等に係る規定の簡素化及び支給対象の見直し、国費の適正な支出を図ることとして改正された国家公務員等の旅費制度の内容を踏まえ、港区職員の旅費に関する条例が一部改正されました。これに伴い、「港区幼稚園教育職員の旅費支給規程」及び「港区指導主事の旅費支給規程」の一部を改正します。

2 主な改正内容

- (1) 旅費の種類及び支給額について改正します（詳細は、別紙のとおり）。
- (2) 1泊につき支給する宿泊費の上限額について、内国旅行の場合は1万9,000円、外国旅行の場合は5万9,000円とします。
- (3) 1泊につき支給する宿泊手当の上限額について、内国旅行の場合は2,400円、外国旅行の場合は5,400円とします。

3 施行期日

令和7年4月1日から施行します。

旅費の種類及び支給額について

現 行		改 正 案	
種類	内 容	種類	内 容
鉄道賃	・内国旅行における急行料金は、それぞれ旅行距離区分によって実費支給する。 ア 特別急行列車を運行する線路による旅行で、片道100キロメートル以上のもの イ 普通急行列車を運行する線路による旅行で、片道50キロメートル以上のもの ・内国旅行の座席指定料金は、普通急行列車を運行する線路による旅行で、片道100キロメートル以上のものに支給する。	鉄道賃	・内国旅行の急行料金及び座席指定料金の距離による区分の実費支給を廃止する。
車賃	・実費支給する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により実費額によることができない場合には、路程1キロメートルにつき37円を支給する。	その他の交通費	・鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用を実費支給とし、内国旅行における定額支給（37円/km）を廃止する。
宿泊料	・内国旅行においては、1夜につき12,800円を上限額として実費支給する。 ・外国旅行においては、地域ごとに1夜につき13,500円から22,500円を上限額として実費支給する。	宿泊費	・内国旅行においては、1夜につき19,000円を上限額として支給する。 ※支給額については、地域の実情を勘案して別途都道府県単位で定める額内で実費支給する。 ・外国旅行においては、1夜につき59,000円を上限額として支給する。 ※支給額については、地域の実情を勘案して別途国別の地域単位で定める額内で実費支給する。
—	—	包括宿泊費（新設）	・移動及び宿泊が一体となったパック旅行に要する費用を実費支給する。
日当	・内国旅行においては、1日につき1,100円を定額支給する。 ・外国旅行においては、1日につき1,900円から3,100円を定額支給する。	宿泊手当	・内国旅行においては、1泊につき2,400円を上限として支給する。 ・外国旅行においては、5,400円を上限として支給する。 ※外国旅行における支給額については、地域の実情を勘案して別途国別の地域単位で定める額内で実費支給する。
食卓料	・内国旅行においては、1夜につき2,200円を定額支給する。 ・外国旅行においては、1夜につき5,800円を定額支給する。	—	・廃止
移転料	・鉄道距離に応じて、126,000円から381,000円を実費支給する。	転居費	・転居に係る費用を実費支給する。
着後手当	・日当5日分及び宿泊料5夜分を支給する。	着後滞在費	・宿泊費及び宿泊手当5夜分を上限として支給する。
扶養親族移転料	・扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い規定する額の合計額を支給する。	家族移転費	・赴任に伴う移転に要する費用について実費支給する。
支度料及び旅行雑費	・支度料は、外国旅行の旅行期間に応じて61,990円から88,550円を定額支給する。 なお、過去に支度料の支給を受けた場合は、その支給額を差し引いた額を支給する。 ・旅行雑費は、予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料、空港旅客サービス施設使用料並びに入出国税を実費支給する。	渡航雑費	・渡航に必要な最小限の準備経費（予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なもの）について実費支給する。
死亡手当	・職員が死亡した場合に460,000円を定額支給する。	死亡手当	・職員が死亡した場合に930,000円を定額支給する。